

ふじみ野市中小企業及び小規模企業振興基本条例（案）

ふじみ野市は、古くは江戸と川越を結ぶ陸運と舟運の要衝として栄え、武蔵野台地には雑木林を活かした循環型農法による畑作地域が、新河岸川沿いには水田地域が広がった。大正3年の東上線開通と上福岡駅設置により市域をめぐる人と物の動きが大きく変化し、高度経済成長期になると東洋一と言われた大規模住宅団地が開発され、駅周辺に商業集積が進んだ。

また、固い地盤による安全性や高台を活かした電波の受信拠点のほか、電気通信システムの研究開発と製造の拠点が集積し、関越自動車道沿いには工業団地、国道254号沿いには小売店を含めた新しい街並みが形成された。

こうした中で、中小企業と小規模企業を中心としたあらゆる企業の隆盛が本市の発展を支える基盤であり、市民の暮らしを支え、地域の発展へつながってきた。

今後も、磨かれてきた経営ノウハウを含めたかけがえのない技術を継承し、市内経済の循環や雇用の創出を職住近接に結び付け、情報化及び国際化に対応した持続可能なふじみ野市を目指すことが重要である。

よって、本市の中小企業と小規模企業のまちづくりにおける担い手としての重要性を理解し、その振興に総合的に取り組んでいくことをここに決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）の振興について基本的な事項を定めることにより、産業振興を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び持続可能な市勢の豊かな進展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業 法第2条第1項各号に規定する資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数の基準を超える事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 事業者 第1号から第3号までを除く、市内において事業を営む法人、団体及び個人をいう。
- (5) 経済団体等 次に掲げるものをいう。

ア 商工会法（昭和35年法律第89号）に定める商工会で、市内に事務所を有するもの

イ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農業協同組合で、市内に本店又は支店を有するもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、経済活動の発展に寄与する市内の団体及びこれに準じる団体等

(6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で市内に所在するものをいう。

(7) 勤労者 市内に在勤する者をいう。

(8) 市民 市内に在住し、又は在学する者をいう。

(9) 協働 異なる主体が、課題を解決するために目的意識を共有し、相互の立場及び特性を認識し、及び尊重しながら共通の目標に向かって連携し、及び協力して活動することをいう。

(10) 役務 サービス及びイベントのことをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

(1) 中小企業等の事業継続及び起業が市の産業振興に大きく貢献する重要な要素であると理解すること。

(2) 中小企業等の自助努力を促し、創意工夫による事業活動を尊重すること。

(3) 市、中小企業、小規模企業、大企業、事業者、経済団体等、学校、勤労者及び市民の協働を進めること。

（基本の方針）

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、前条の基本理念に基づき、次に掲げる方針を基本とする。

(1) 商工業用地の確保、整備及び保全、道路網の整備等を推進することにより市内産業基盤の整備を図ること。

(2) 魅力ある農業の推進を図るため、農地の管理及び活用、優良農地の確保、生産技術の向上並びに経営基盤の安定化に努めるとともに、地産地消の拡大を推進すること。

(3) 若者、高齢者、障害者、外国人をはじめとした、全ての起業者が活躍できる場の創出及び新しい挑戦を推進すること。

(4) 事業承継者の計画的な育成を推進することにより、持続的な雇用及び産業の発展を図ること。

(5) 情報発信及び交流、融資制度の拡充、商工業及び農業の事業連携、販路及び受注機会拡大への支援等により事業の強化を図ること。

(6) 職住近接を推進することにより、地域経済の循環促進及び活力向上を図ること。

(7) 経済団体等及び市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他金融機関の連携強化を図ること。

- (8) 地域ブランドの創造及び販売網の整備等を推進すること。
- (9) 市内観光資源の開発及び活用による観光基盤整備を推進すること。
- (10) 地域資源の活用を推進し、環境負荷を低減することにより持続可能な社会の実現を目指すこと。
- (11) 様々な媒体を通して情報発信し、この条例の基本理念の理解を深めること。

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本的方針を総合的かつ計画的に推進するため、必要な調査、研究及び施策の立案を行い、財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、国、県及び近隣市町との連携、協力及び情報収集に努めるものとし、必要に応じて国、県等に対し施策の充実及び改善の要請を行うものとする。
- 3 市は、前条の基本的方針を推進するに当たり、資金、人材その他の事情に配慮するよう努めるものとする。
- 4 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たり、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業等の受注機会の増大に努めるものとする。
- 5 市は、中小企業等の振興を図る施策について、第2条第1号から第8号までに規定する者及び団体に対して、情報提供及び意見交換を通し理解を得るよう努めるものとする。

(中小企業等の役割)

第6条 中小企業等は、経済及び社会情勢の変化に対応するため自主的に事業活動の向上及び改善に努めるものとする。

- 2 中小企業等は、事業活動を行うに当たり、経営基盤の強化、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがい及び働きがいを得ることができる職場づくりに努めるものとする。
- 3 中小企業等は、市が実施する中小企業等の振興を図る施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 中小企業等は、地域社会を構成する一員として、商工会等へ加入するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、中小企業等の振興が市の経済活動の発展に重要な役割を果たすことを理解し、市が実施する中小企業等の振興を図る施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業は、市内における経済団体等との情報交換に努めるとともに、市内で生産、製造及び加工される製品並びに市内で提供される役務の利用に努めるものとする。
- 3 大企業は、地域社会の持続的な形成及び維持に配慮し、社会的責任において、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 4 大企業は、地域社会を構成する一員として、商工会等へ加入するよう努める

ものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、中小企業等の振興が市の経済活動の発展に重要な役割を果たすことを理解し、市が実施する中小企業等の振興を図る施策に協力するよう努めるものとする。

(経済団体等の役割)

第9条 経済団体等は、中小企業等の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業等の振興を図る施策に協力するよう努めるものとする。

(学校の役割)

第10条 学校は、この条例による中小企業等の振興を図る施策を推進していくため、次世代の地域産業を担う人材の育成に努めるものとする。

2 学校は、地域産業の歴史的背景や変遷についての理解を深めるとともに、職業体験等を通して学ぶこと、働くこと、生きることの意義を深めるよう努めるものとする。

(勤労者の役割)

第11条 勤労者は、自身の知識及び技能が市内産業を支えていることに誇りを持ち、勤労を通じて市内産業の振興に寄与するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第12条 市民は、中小企業等の健全な発展が市民生活の安定及び向上並びに地域社会の活性化につながることを理解するよう努めるものとする。

2 市民は、消費者として市内で生産し、製造し、及び加工した製品の購入若しくは消費又は市内で提供される役務の利用に努めるものとする。

(計画の策定)

第13条 市長は、中小企業等の振興を図る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする。

(その他)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。